

# 公 募 公 告

下記のとおり公告します。

令和6年1月10日

支出負担行為担当官

那覇地方法務局長 野見山 弘 幸

## 記

### 1 公募に付する事項

- (1) 件 名 登記所備付地図作成作業用事務所の賃貸借
- (2) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで  
ただし、契約を継続し難い特段の事情が生じた場合を除き、  
令和7年12月26日まで更新する予定である。
- (3) 賃貸借条件
  - ア 登記所備付地図作成作業の主たる作業区域内又はその隣接区域に立地していること（主たる作業区域は、那覇市東町、西一丁目、二丁目）。
  - イ 事務所1室 45平方メートル以上であること。
  - ウ 賃貸借料は、予定価格の制限の範囲内であること。
  - エ 敷金、礼金及び保証金が不要であること。
  - オ 事務所として直ちに入居できる状態にあること。
  - カ 電話回線、電気設備、水道施設及びトイレを完備していること。
  - キ 機械警備による設備の設置が可能であること。
  - ク 1台以上の駐車場を確保すること（事務所敷地内に確保できない場合には、近隣に確保することでも可とする。）。
  - ケ 登記所備付地図作成作業用事務所としての使用に支障を来す又は支障を来すおそれのある事情が存在しないこと。

### 2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必

要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 仲介人として公募に参加する場合にあっては、国土交通大臣又は沖縄県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。
- (4) 契約の相手方として不適當でなく、契約の相手方として不適當な行為をしない者であること。

なお、契約の相手方として不適當な者及び不適當な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適當な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適當な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

(5) 公募要領の交付を受けた者であること。

3 公募要領の交付場所及び公募に関する問合せ先

〒900-8544

沖縄県那覇市樋川一丁目15番15号

那覇地方法務局会計課用度係（担当 山本）

電話 098-854-7960

4 参加申込みに関する事項

公募に参加を希望する者は、令和6年2月1日（木）午後5時15分までに、公募要領に定める書類を添付の上、公募参加申込書を上記3の場所に提出すること（郵便等による場合は、同日時までには必着とする。）。

5 その他

詳細は公募要領による。

以上